



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

働く人たちとともに

～平成29年度 労働行政のご案内～



厚生労働省 福島労働局

目次

労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策…………… P1
- 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策…………… P8

労働行政の重点施策

- 1 労働基準行政の重点施策…………… P12
- 2 職業安定行政の重点施策…………… P15
- 3 職業能力開発行政の重点施策…………… P17
- 4 雇用環境・均等行政の重点施策…………… P18
- 5 その他の重点施策…………… P19

(1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策

◇原発での廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保対策を推進します。

(ア) 監督指導等

廃炉作業に従事する労働者が、健康で安全な作業環境で、また、適正な労働条件の下で、安心して働くことができるよう、労働局および県内全ての労基署が連携して、東京電力(株)、元方事業者および関係請負人に対し、「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」に基づいて必要な指導を行うほか、労働条件の適正化についての指導を行います。

また、労働者の健康管理が適切に行われるよう、平成28年に設置された「廃炉等作業員の健康支援相談窓口」の活用について周知を図ります。

(イ) 放射線管理計画の届出等に基づく指導

作業開始前に提出される放射線作業届や放射線管理計画について、被ばく低減対策を徹底する観点から審査を行うとともに、必要に応じて計画の修正を求めるなどの指導を行います。

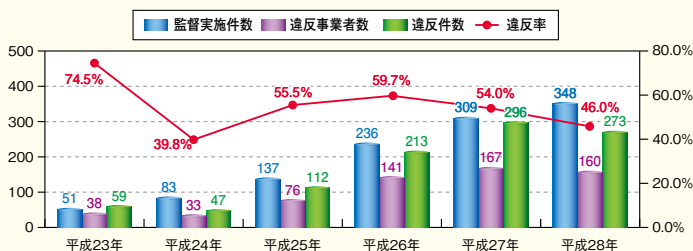
(ウ) 関係機関等との連携

原子力規制庁、福島県等と連携を図り、必要な情報の交換を行うとともに、労働局において実施する各施策について協力を求めます。

●廃炉作業に対する監督指導状況(平成28年)

- 監督実施事業者数 **348**事業者
うち労働基準関係法令違反があった事業者 **160**事業者(違反率**46.0%**)
- 違反件数 **273**件
労働条件関係 **237**件
(割増賃金の支払、賃金台帳の作成、労働条件の明示など)
安全衛生関係 **36**件
(元請の下請けに対する指導、喫煙等の禁止など)

<廃炉作業>監督実施件数、違反事業者数、違反件数、違反率の推移(H23~H28)



●廃炉作業事業者への指導・要請

- 元請事業者、一次下請事業者に対し、労働者の健康管理について指導会を開催(平成28年6月21日)
- 廃炉事業者に対する法令順守指導会を開催(平成28年8月、9月に延べ7回)
- 東京電力に対して熱中症防止徹底を要請(平成28年4月26日、6月9日)

◆東京電力福島第一原発構内での監督指導



◇除染等業務、特定線量下業務および事故由来廃棄物等処分業務（以下「除染等業務等」といいます。）に従事する労働者の安全・健康確保対策および労働条件確保対策を推進します。

(ア) 監督指導等

除染等業務等に従事する労働者が、健康で安全な作業環境で、また、適正な労働条件の下で、安心して働くことができるよう、元方事業者および関係請負人に対し、「除染総合対策」に基づき必要な指導を行うほか、労働条件の適正化についての指導を行います。

特に、元方事業者に対し、労働者の安全・健康確保および労働条件確保に必要な情報の提供を行うとともに、事業者が講ずべき具体的な内容について集团的に指導する機会を定期的に設定します。

また、労働基準関係法令の概要や相談先を記載したリーフレットを労働者に配布するなどにより、法令違反や労働条件に関する紛争の未然防止を図ります。

(イ) 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進

継続的な被ばく管理の徹底を図るため、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加について周知を図ります。

(ウ) 関係機関等との連携

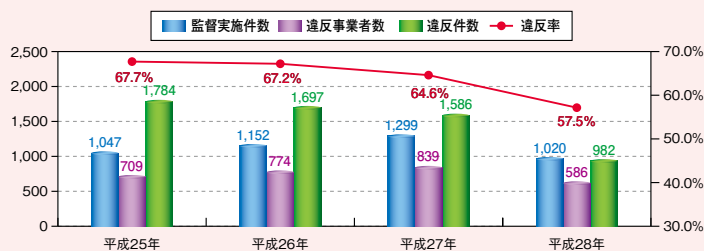
環境省福島環境再生事務所、福島県等と連携を図り、必要な情報の交換を行うとともに、労働局において実施する各施策について協力を求めます。

●除染作業に対する監督指導の状況（平成28年）

- 監督実施事業者数 **1020**事業者
うち労働基準関係法令違反があった事業者 **586**事業者（違反率**57.5%**）

- 違反件数 **982**件
安全衛生関係 **497**件
(元請の下請けに対する指導、除染電離健康診断結果の報告など)
労働条件関係 **485**件
(割増賃金の支払、賃金台帳の作成、法定労働時間など)

<除染作業>監督実施件数、違反事業者数、違反件数、違反率の推移 (H25~H28)



●除染事業者への要請

- 除染電離則等の説明会の開催（平成28年5月30日）
- 「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」で事故防止を要請（平成28年4月26日）
- 熱中症防止対策の徹底を要請（平成28年5月25日）

◆除染作業現場での監督指導



◇中間貯蔵施設の建設及び汚染土壌の搬入作業に従事する労働者の労働条件確保および安全・健康確保対策を推進します。

今後、中間貯蔵施設の建設や搬入作業が本格化していく中で、元方事業者および関係請負人ならびに運送事業者に対し、被ばく管理、健康管理、労働災害防止（交通労働災害防止を含む。）および労働条件確保に関し、必要な指導を行います。

◇廃炉作業・除染業務等における違法派遣対策を推進します。

(ア) 原発作業における違法派遣対策

福島県、福島県警察本部、東京電力（株）など関係機関等による各種会議において、偽装請負や違法派遣防止の啓発を行うとともに、廃炉作業に係る違法な労働者派遣等の疑いがある事案を把握した場合や労働者からの申告、相談があった場合には、速やかに調査を実施し、迅速かつ的確な指導を行います。

また、労働者派遣事業所に対する定期指導において、請負や労働者派遣により、廃炉作業に従事する労働者派遣許可・届出事業主を重点に指導を実施し、偽装請負や違法派遣の防止のための指導、啓発を行います。

(イ) 除染業務等における違法派遣対策

環境省、福島県、福島県警察本部、市町村など関係機関による各種会議において、偽装請負や違法派遣防止の啓発を行うとともに、除染業務等に係る違法な労働者派遣等の疑いがある事案を把握した場合や労働者からの申告、相談があった場合には、速やかに調査を実施し、迅速かつ的確な指導を行います。

また、環境省および市町村から除染業務等を受注している元請事業主に対し、除染現場事務所への訪問により、下請事業所も含めた除染業務等における適正な請負の実施を要請します。

さらに、労働者の相談窓口を周知するリーフレットを配布し、違法派遣等などの情報把握を図ることとします。

除染の現場で働く皆さまへ

「おかしいな」と思ったら まず、ご相談ください！

働く人の雇用管理・安全に関する責任は、雇用する会社が負わなくてはなりません。
除染の現場で「おかしいな」と思ったら、最寄りの労働局、労働基準監督署へまず、ご相談ください。
※相談することによって、相談者の不利になることはありません。

こんなことは、ありませんか？

- ① 違う会社の人から作業を指示される！
- ② 同じ班で同じ仕事なのに違う会社の人がいる！
作業体系について ▶ 福島労働局 雇給調整事業室へご連絡ください。
- ③ 給料や働く時間などの説明を受けていない！
- ④ 割増賃金が支払われない！
労働条件・賃金について ▶ 最寄りの労働基準監督署へご連絡ください。

相談先や主な法令の説明は裏面をご覧ください。

厚生労働省 福島労働局

作業体系、労働条件、賃金について「おかしいな」と思うことはありませんか？

<作業体系について>
いわゆる「偽装請負」や「多重派遣」にあたる行為は「法令違反」です！
請負契約などの形をとっていても、実態として雇われている会社以外から働く方へ作業の指示などがある場合には、いわゆる「偽装請負」や「多重派遣」と見なされ、罰金等と処罰する場合は労働者派遣法違反や職業安定法違反となることがあります。
※ 完全請負や協賛契約に関する指示などは問題ありません。

<労働条件について>
労働条件を書面で明示しないのは「法令違反」です！
書面とは、雇用による労働条件の内容及び書付がなされています。口頭での説明では、会社は労働条件について、人材を「雇った」「使った」のトラブルになる可能性があります。雇用する会社と雇用契約を結ぶ際には、お互いに労働条件を明確にし、しっかり確認しましょう。

<賃金について>
割増賃金を支払わないのは「法令違反」です！
雇用する会社が労働者に、1日8時間、1週40時間を超えて労働させた場合は、割増賃金を支払う必要があります。

作業体系、労働条件、賃金について「おかしいな」と思ったら下の相談先へご連絡ください。

※相談することによって、相談者の不利になることはありません。

(受付時間 平日8:30～17:15)

相談の内容	相談先	電話番号
作業体系について	福島労働局 雇給調整事業室 (所在地 福島県福島市東山町4-40)	024-523-5746
	福島	024-526-4810
	郡山	024-922-1370
	いわき	0246-23-2200
	会津	0243-26-6454
労働条件・賃金について	労働基準監督署	
	須賀川	0243-75-3519
	白河	0245-24-1581
	喜多方	0241-22-6811
	相馬	0243-38-6178
福島労働局 監理課	0243-23-0170	
福島労働局 監理課	024-526-4802	

(受付時間 月・火・木・金 17:00～22:00 土日 10:00～17:00(年末年始除く))

相談先について：労働条件相談ホットライン 0120-811-810

環境省関連の労働工事の現場（福島県内労働局管内）での労働者派遣（いわゆる違法派遣、危険手当）の取扱いなどについて、疑問がある場合は、環境省でも相談を受け付けています。

【環境省の相談窓口についてお問い合わせ】
電話：024-523-5391(平日8:30～17:15)、024-526-4835(平日8:30～18:15)

◇復旧・復興工事に従事する労働者の安全・健康確保対策を推進します。

(ア) 監督指導等

復旧・復興工事現場に対し、重点的に監督指導等を実施します。

また、建設工事計画届等を適正に審査し、届出の作業が適切に実施されているかを実地調査により確認するとともに、災害発生件数が多い墜落・転落災害防止措置について徹底を図ります。

(イ) 関係機関との連携

関係省庁や関係団体を構成員とする復旧・復興工事災害防止福島連絡協議会を開催し、各種情報を把握・共有し、効果的・効率的な監督指導等の実施に活用します。

(ウ) 元方事業者に対する定期的な集団指導の実施

復旧・復興工事を受注する元方事業者に対し、労働者の安全・健康確保および労働条件確保に必要な情報の提供を行うとともに、事業者が講ずべき具体的な内容について集団的に指導する機会を定期的に設定します。

◆東日本大震災復旧・復興工事における労働災害発生状況

年		総 数						うち除染等業務分						うち原発廃炉作業分								
		H23 (3.11~)	H24	H25	H26	H27	H28	計	H23 (3.11~)	H24	H25	H26	H27	H28	計	H23 (3.11~)	H24	H25	H26	H27	H28	計
死傷者数 (休業4日以上)		113	92	116	110	115	77	623	0	9	70	80	86	51	296	8	7	4	8	6	3	36
	うち死亡者数	6	0	6	4	3	2	21	0	0	4	2	1	2	9	0	0	0	1	2	0	3

◆福島労働局長による安全パトロール



(2) 復興に向けた就労支援

復興特設支援サイト 福島労働局



◇避難県民の帰還のための就労支援を推進します。

- (ア) 「福島県雇用対策協定」による福島県との連携支援
福島県との間において、「福島県雇用対策協定」を締結し、雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むこととしています。
- (イ) 市町村と連携した帰還希望避難者に対する就労支援
避難者が帰還を希望する場合の就職等を支援する「福島雇用促進支援事業」について、関係市町村から寄せられる人材確保・人材育成ニーズを踏まえて事業を進めます。
- (ウ) 避難者に対するハローワークにおける職業相談
引き続き避難者専門の職業相談員を県内ハローワークに配置し、個別のニーズに合わせた就労支援の情報提供などきめの細やかな支援を行います。県内外の避難者に対し、福島県内の雇用情勢や就労支援情報等を発信する「ふくしまで働く」を年4回発行します。
- (エ) 被災地の人材確保のための福島相双復興官民合同チームとの連携
福島相双復興官民合同チームと人材確保等に係る情報共有、連携を図り、被災事業者等を対象とした人材マッチング等により、避難住民の帰還に向けた支援を実施する。



福島県における雇用対策協定（平成29年度事業計画）

（平成28年3月24日締結）

福島県と福島労働局は、相互に密に連携して、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上に取り組めます。（事業計画は毎年定める。）

最重点1 震災復興のための雇用対策

- 1 福島県内外の避難者の帰還促進と雇用の安定
 - ①ハローワーク富岡広野サテライト（国）とふくしま生活・就職応援センター広野事務所（県）による双葉地域等へ帰還等のための就職、生活就労支援
- 2 福島避難者帰還等就職支援事業
 - ①福島広域雇用支援協議会事業
 - ②帰還者等向けの合同就職面接会の開催
- 3 緊急雇用創出基金交付金事業による人材の確保

重点1 職業訓練の効果的な実施

- 1 求職者支援訓練と公共職業訓練の実施に係る総合的な地域職業訓練計画の策定
- 2 職業訓練の周知と受講者の就職支援

重点4 生活困窮者の就労促進

- 1 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進

重点2 障がい者の就労促進

- 1 雇用と福祉の連携による就労支援
- 2 障がい者就職面接会の開催
- 3 障がい者の職業能力開発

重点5 人手不足分野での人材確保

- 1 建設業関係、製造業等の人材確保対策
- 2 医療・介護分野における人材確保対策

最重点2 働き方改革の推進

I 若者の雇用対策の推進・非正規雇用労働者の雇用の安定と待遇改善

- 1 新規学卒者等に対する就職支援
 - ①新規高卒者に対する就職支援
 - ②新規大卒者等及び既卒3年以内の方に対する就職支援
- 2 若者の県内企業への就職促進と職場定着支援
- 3 ニート等若者の人材育成支援
- 4 「福島県正社員転換待遇改善実現プラン」の推進

II 女性の活躍推進

- 1 女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援
- 2 女性の就業希望の実現
- 3 多様な働き方の実現、男性の育児休業取得等の推進
- 4 企業への「イクボス」宣言の推進

III 長時間労働対策、年次有給休暇取得促進

- 1 企業等への働きかけ

重点3 高齢者の就業促進

- 1 高齢者雇用の確保に向けた取組
- 2 シルバー人材センター事業の普及とシニア就業の促進

◇人材不足分野・地域における労働力確保対策（建設業、医療福祉等）を推進します。

ハローワーク郡山に「人材確保対策コーナー」を設置し、人手不足が顕著な分野の人材確保支援の総合専門窓口として、マッチング支援の強化を図ります。

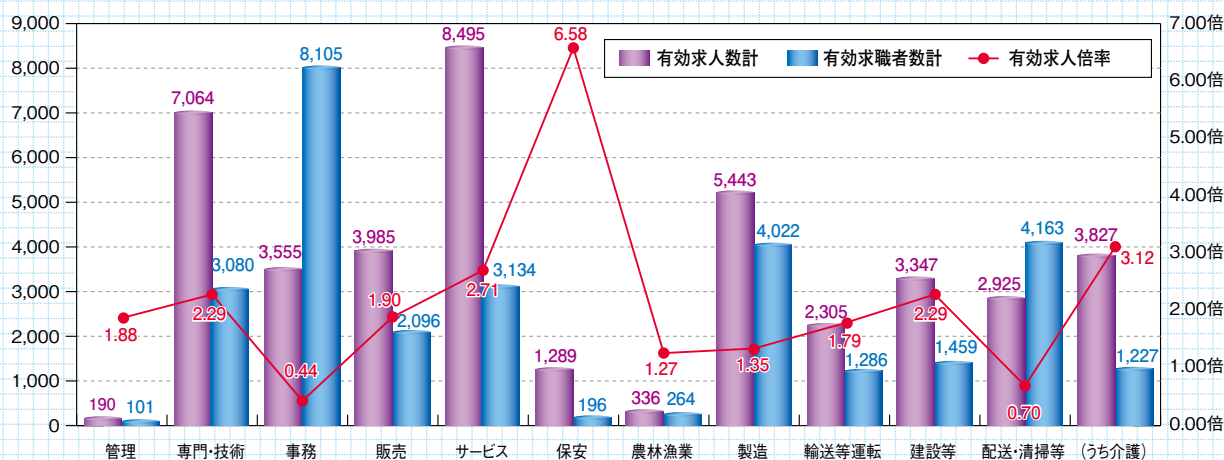
また、福島県建設業協会と連携し、会員事業所への雇用管理改善の必要性および各種助成金制度の周知を行い、雇用環境の向上を図ります。

福島県、（社福）福島県社会福祉協議会福祉人材センターおよび（公財）介護労働安定センター福島支所等との連携により、福祉関係の就職面接会や福祉関係セミナーを開催します。

「ナースセンター・ハローワーク連携事業」により、ハローワーク福島において、看護師等の求職・求人情報の相互共有を図り就職促進を実施します。

◆常用有効求人数および常用有効求職者数の職業別状況（平成29年2月）

専門・技術（建築・土木技術者、看護師・医療技術者など）、サービス（介護サービス、接客・給仕など）、保安（道路交通誘導員など）、建設等の職業等で求人数が求職者数を上回っている一方で、事務、配送・清掃等で求職者数が求人数を上回っているなど、職業間でのミスマッチが生じている。



◇若者の雇用対策を推進します。

復興・再生のためには、若者の県内就職の促進と定着が重要な課題です。このため、以下のとおり若者の雇用対策を推進します。

(ア) 総合的かつ体系的な若年者雇用対策の推進

若者の職場環境の整備を図り、就職準備、就職活動、職場定着を後押しします。

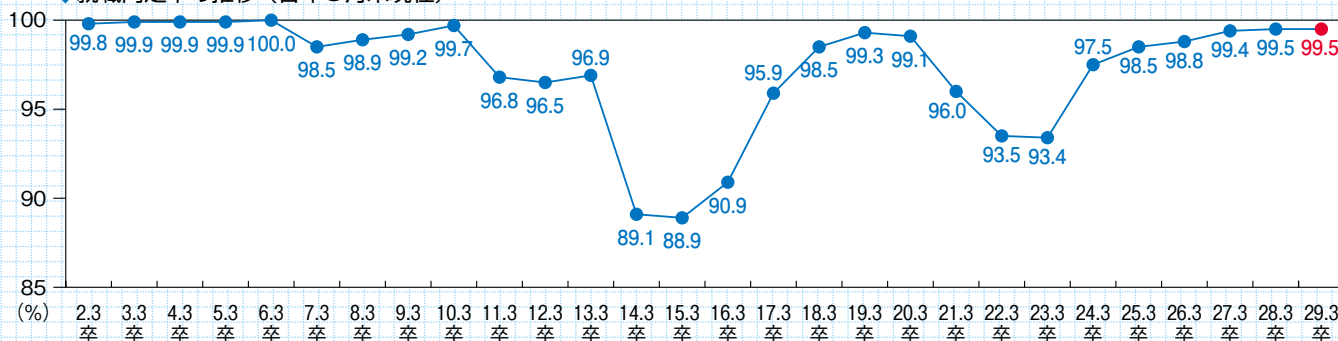
(イ) 新規高卒者等に対する就職支援

関係機関と連携を図り、高卒求人の早期確保を始め、就職未内定者0を目標に、職業意識形成事業、未内定者のための就職面接会等の開催、就職後の職場定着支援等の総合的な就職支援に取り組めます。

(ウ) 新規大卒者等に対する就職支援

新卒応援ハローワークの学卒ジョブサポーターが、大学との連携を密に図り、職業相談、セミナー等による就職活動支援、また就職後のフォローアップを積極的に行います。

◆就職内定率の推移（各年3月末現在）



◆ふくしま大卒等就職ガイダンス 郡山会場



◆新規高卒者就職面接会 郡山会場



◇職業訓練の推進などを図ります

福島県および高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部と連携し、人材育成の必要性が高い建設、介護分野における職業訓練を実施することにより、資格取得人材の確保に努めます。

求職者支援訓練および公共職業訓練（離職者訓練）においては、介護分野で介護実践訓練コース、建設関連分野で車輛系建設機械運転免許取得を目指す「震災対策特別コース」（求職者支援訓練）、「建設人材育成コース」（公共職業訓練）を設定し、求職者の受講あっせんおよび訓練修了後の集中的な就職支援を行います。

復興に向けた地域雇用対策（避難者の帰還支援）

平成28年12月1日現在

除染現場やインフラ復旧が進んでも、働く場や人材育成の機会が十分でないと、帰還しても生活基盤は不安定のまま

福島雇用促進支援事業

県・市町村や地域関係者による協議会が策定した雇用対策・就労支援の取組を国が選定し、当該協議会に事業委託して実施

(25年5月)
「福島広域雇用促進支援協議会」設置
■市町村・地元商工会

(25年10月) 事業開始
■介護、建設重機資格取得講座
避難者職業意識調査事業
雇用に係る支援制度説明会
再就職支援セミナー事業
地域就職面接会事業 等

(27年4月) 27年度事業開始
■建設資格講座（企業申込型）
人材獲得セミナー
地域食産業人材養成講座
避難者等職業相談事業
地域就職面接会事業 等

(28年4月) 28年度事業開始
■車両系解体講習（企業申込型）
就職マナー講習事業
事故由来廃棄物等特別教育講習
簿記3級及び会計ソフト講座
地域合同就職面接会事業 等

※ 下線は当該年度の新規事業

川俣町

11月30日、川俣町、ハローワーク福島主催で面接会を開催。次年度面接会、職場見学バスツアーの開催を希望も面接会の場所の検討や合同のバスツアー等について要望あり。

飯館村（福島市）

村内の居住制限、避難指示解除準備区域の避難指示、来年3月末に解除。建設機械（解体）、事故由来廃棄物等特別教育講習、パソコン系の講習は、引き続き実施してほしい。

葛尾村

帰還者等の雇用の受け皿として工業団地の造成を進めている。雇用対策は誘致企業の進捗状況に応じたものとなるため協議会とも相談していきたい。

田村市

雇用促進員設置

郡山を会場とする合同就職面接会への参加、職場見学バスツアー等、次年度希望。

川内村

工業団地（7区画）が平成29年12月～30年1月に整備されるため職場見学バスツアーの実施を希望。

富岡町（郡山市）

来年4月帰還に向け準備、11月25日、複合商業施設「さくらモールとみおか」一部オープン。今年度開催された広野・楢葉合同面接会に次年度はエントリーしたい。

広野町

震災前の約56%（2,800人）が帰還。仮設住宅の今年度末の終了のタイミングで多くの帰還を見込んでいる。面接会は次年度も希望したい。

南相馬市

雇用促進員設置

7月12日小高区の避難指示が解除されたが、帰還者は8月時点で1,000人に留まる。「人手不足をどのように解消していくか。南相馬市内の企業を知っていただくため近隣市町村との合同就職面接会の開催や企業見学バスツアー事業の実施に進めたい」。

浪江町（二本松市）

雇用促進員設置

町役場敷地内に10月27日、仮設商店街オープン。来年3月の避難指示解除を見据え、役場の主要機能を二本松市より町内の本庁舎へ戻す予定。事業所再開について相談も増えており、協議会の各種事業の継続希望。

双葉町（いわき市）

雇用促進員設置

復興産業拠点（中野地区）の供用開始は、早くとも平成30年以降。

大熊町（会津若松市）

第2次復興計画において、平成30年度を目標に復興拠点（大川原地区）を目指す。

楢葉町

平成28年11月30日、広野・楢葉合同面接会開催。今年度、職場見学バスツアー開催の要望あるも見学予定企業の事情等により次年度の早い時期に開催計画予定。

労働行政の 最重点施策

2. 魅力ある職場づくりを 推進するための施策

(1) 働き方改革の推進

◇過重労働解消に向けた取組を推進します。

過重労働による健康障害を防止するため、長時間労働の防止や医師による面接指導の実施について徹底を図ります。

各種情報から、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場の全数に対して、監督指導を実施します。

さらに、衛生委員会等の活用を促すとともに、小規模事業場に対しては産業保健総合支援センターの活用を勧奨します。

重点監督結果の概要 (平成28年11月実施分)

(1) 重点監督の実施事業場数 **92事業場**

うち労働基準関係法令違反が認められたもの **70事業場 (違反率76.1%)**

(2) 主な違反内容

① 月80時間を超える違法な時間外・休日労働があったもの
14事業場 (違反率15.2%)

うち、時間外休日労働*の実績が最も長い労働者の時間数が

(ア) 月80時間超～月100時間 **4事業場**

(イ) 月100時間超～月150時間 **9事業場**

(ウ) 月150時間超 **1事業場**

※ 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

② 賃金不払残業があったもの **10事業場 (全体の10.9%)**

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの **16事業場 (全体の17.4%)**

(3) その他の改善指導の内容

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの **58事業場 (全体の63.0%)**

② 労働時間の把握方法が不適正なもの **17事業場 (全体の18.5%)**

◇働き方改革・休暇取得を促進します。

仕事と生活の調和の実現に向け、長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、福島県及び「福島県魅力ある職場づくり推進会議」構成団体と連携し、引き続き、労使団体への要請、県内の有力企業トップへの働きかけ、「福島県魅力ある職場づくり特設サイト」を活用した企業の先進的取組事例等に関する情報発信等を行います。

また、働き方・休み方改善コンサルタントなどの活用等により労働時間等の設定の改善のための助言・指導等を実施し、改善に取り組む中小企業に対する助成を行います。

福島県魅力ある職場づくり推進会議
特設サイト *make work attractive*



◆福島県魅力ある職場づくり推進会議 「福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項」(2016年)

福島県では、東日本大震災の被災地に係る避難指示が徐々に解除される一方、県外に避難している県民がまだまだ多く、人手不足が深刻な状態はまだまだ続いている。こうした状況については「福島県人口ビジョン」(平成27年11月福島県策定)でも指摘されており、「人口減少対策として仕事と生活の調和を図ることができる環境づくりを推進する」とされている。昨年12月の推進会議以降、各構成員は、推進会議における議論や福島県人口ビジョンも踏まえつつ、若者、女性、高齢者、障害者、非正規労働者をはじめとする県内労働者の労働環境や処遇の改善等に向けて取り組み、一定の成果を得られたところである。

このため、推進会議の構成員は、引き続き互いに協力して福島県における「魅力ある職場づくり」の実現のために取り組むこととする。特に以下の目標については国及び県を中心に取組を進め、各構成員は会報やホームページにおいて広報に協力をするほか、自ら創意工夫した取組を行うなど国や県の取組を積極的に支援することとする。

また、これら目標の進捗状況等を踏まえ、毎年、本推進会議で情報共有を図りつつ、必要な取組について議論することとする。

- 1 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27年12月24日閣議決定)を踏まえ、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下にする(平成32年度まで)。
- 2 福島県正社員転換・待遇改善実現プラン(平成28年3月31日福島労働局策定)のとり、ハローワークによる正社員就職・正社員転換数91,535人以上を実現する(平成32年度まで)。
- 3 第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)を踏まえ、民間企業課長相当職に占める女性の割合を15%以上にする(平成32年度まで)。

平成28年12月26日

福島県魅力ある職場づくり推進会議

◆福島県魅力ある職場づくり推進会議 平成28年12月26日



◆福島県魅力ある職場づくり推進会議構成団体

福島県	連合福島
福島県経営者協会連合会	福島県商工会議所連合会
福島県商工会連合会	福島県中小企業団体中央会
東北経済産業局	福島県銀行協会
福島県信用金庫協会	福島労働局

(2) 正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善

◇福島県正社員転換・待遇改善実現プランに基づく施策を推進します。

非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進のため、平成28年度～平成32年度の5か年間の計画として「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定し、平成28年度を初年度として取り組んでいます。

◇非正規労働者への雇用対策(正社員希望者に対する就職支援など)を推進します。

正社員に重点を置いた求人開拓および非正規雇用求人の正社員求人への転換、雇用管理改善の働きかけ等により、正社員求人の確保を図ります。

また、不本意ながら非正規雇用で働く者の正社員転換を事業主に働きかけるとともに、求職者担当者制等による極め細やかな職業相談や応募書類の作成指導等に取り組み、積極的なマッチングを図ります。

◇人材確保に向けた雇用管理改善を推進します。

人材確保のためには、事業主自身が職場自体の魅力アップ(雇用管理改善)を通じて、労働者の募集と職場定着を図ることが重要であることから、様々な機会を捉えて雇用管理改善を推進します。

また、キャリアアップ助成金の積極的な活用促進等により、非正規雇用労働者のキャリアアップのための職場環境を整備し、雇用の安定、人材育成、処遇改善等を図ります。

福島県正社員転換・待遇改善実現プラン

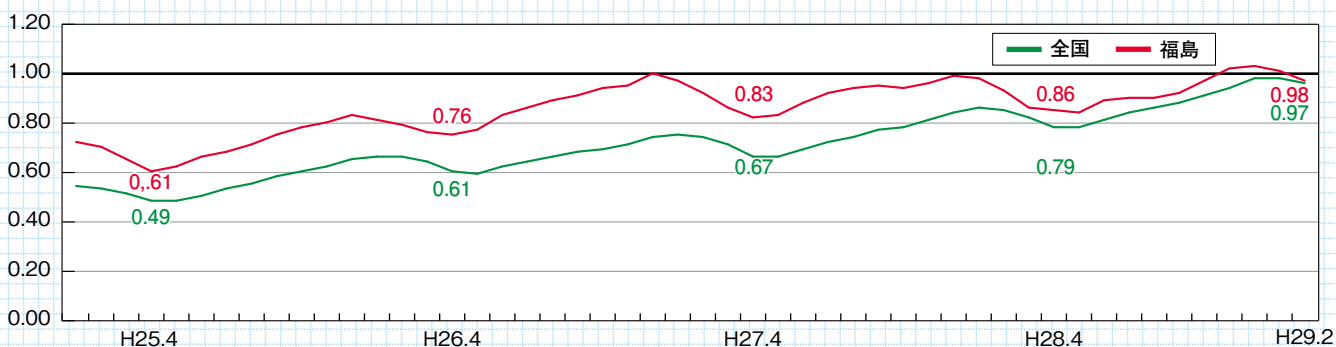
計画期間等

- 計画期間は、平成28年度（平成28年4月）～平成32年度（平成33年3月）の5か年とする。
- プランの着実かつ効果的な推進を図るため、プランの進捗状況を毎年把握・公表する。
- プランの中間年である平成30年度に、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ、目標値等を見直すほか、状況等の変化に対応し、目標値等を見直すこともあり得る。

主な目標(平成28-32年度累計)

- ハローワークによる正社員就職・正社員転換数：91,535件
- キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者数：830人

◆正社員有効求人倍率の推移（福島/全国）



(3) 女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

◇女性の活躍を推進します。

男女がともに活躍できる職場環境整備のため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や「えるぼし認定」申請に向けた取組を推進します。

また、事業主を対象とした雇用管理セミナーを開催し、女性の活躍推進、妊娠・出産等に係る女性労働者の雇用管理および仕事と家庭の両立支援制度等について周知啓発を図ります。

◇仕事と家庭の両立を支援します。

仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりのため、各企業に次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する取組を促すとともに、「くるみん認定」および「プラチナくるみん認定」取得に向けた取組を支援します。併せて、県内企業における「イクボス宣言」を推進します。

◆「新生ふくしま」イクボス宣言促進協定書



企業認定マーク「くるみん」「プラチナくるみん」「えるぼし」

「プラチナくるみん」「くるみん」マークは、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育てのための行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たし厚生労働大臣の認定を受けた場合に、商品・広告等に表示することができるマークです。

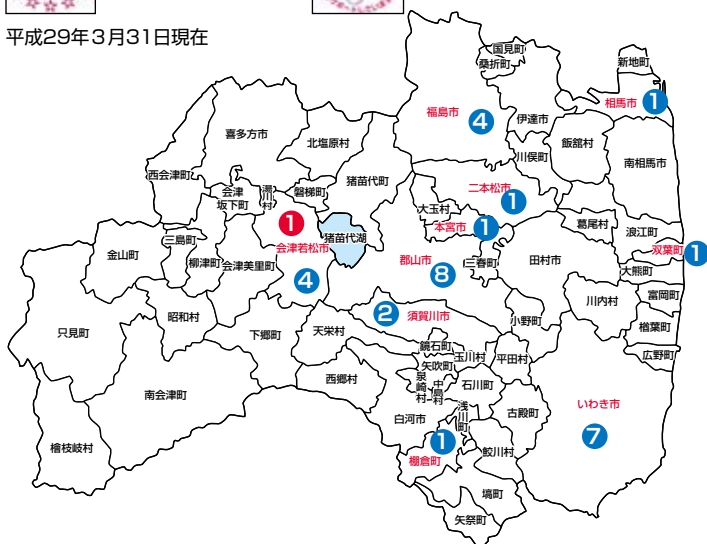
また、「えるぼし」マークは、女性活躍推進法に基づき、企業における女性の活躍推進のための取組が認定基準の評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④女性管理職比率、⑤多様なキャリアコース）を満たし、厚生労働大臣の認定を受けた場合に表示することができるマークです。

認定マークにより両立支援や女性活躍の取組が進んでいる企業であることをアピールでき、企業イメージの向上や優秀な人材の確保等が期待されます。


くるみん認定企業
 ●30社



プラチナくるみん認定企業
 ●1社

平成29年3月31日現在



◆次世代育成支援対策法に基づく
厚生労働大臣認定「くるみん」認定通知書交付式




えるぼし認定企業
 ●4社

平成29年3月31日現在



◆女性活躍推進法に基づく
厚生労働大臣認定通知書交付式



労働行政の 重点施策

1. 労働基準行政

(1) 労働条件の確保・改善対策を推進します。

(2) 最低賃金制度の適切な運営を図ります。

(3) 労働者の安全と健康確保対策を推進します。

- ① 転倒災害の防止と交通労働災害防止の取組
- ② 災害多発業種（建設・製造・陸上貨物運送）に対する取組
- ③ 化学物質による健康障害防止対策
- ④ 職場におけるメンタルヘルス対策と健康管理対策の推進
- ⑤ 石綿健康障害予防対策
- ⑥ 職業性疾病（熱中症・じん肺）等の予防対策
- ⑦ 治療と仕事の両立支援の推進
- ⑧ 安全衛生優良企業公表制度の周知

(4) 労災補償対策を推進します。

安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



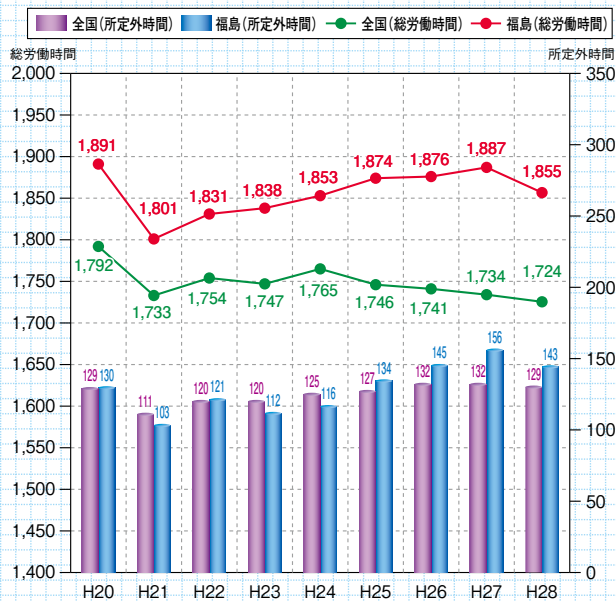
重点施策

1. 労働基準行政

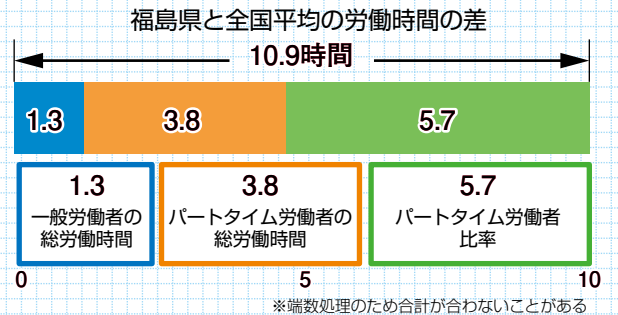
福島県内の労働時間・有給休暇取得状況・労働災害発生状況

- 労働者1人当たりの総労働時間の平均は、全国平均を年間100時間程度上回る水準で推移しており、時間外労働の平均について全国平均がそれを上回る水準で推移しています。（下左図）
- 平成27年と比較して、死亡災害は減少したものの、労働災害発生件数（休業4日以上）は、ほぼ横ばいで推移しました。

●労働時間の推移



●福島県と全国の総実労働時間の差に関する分析（H28年）



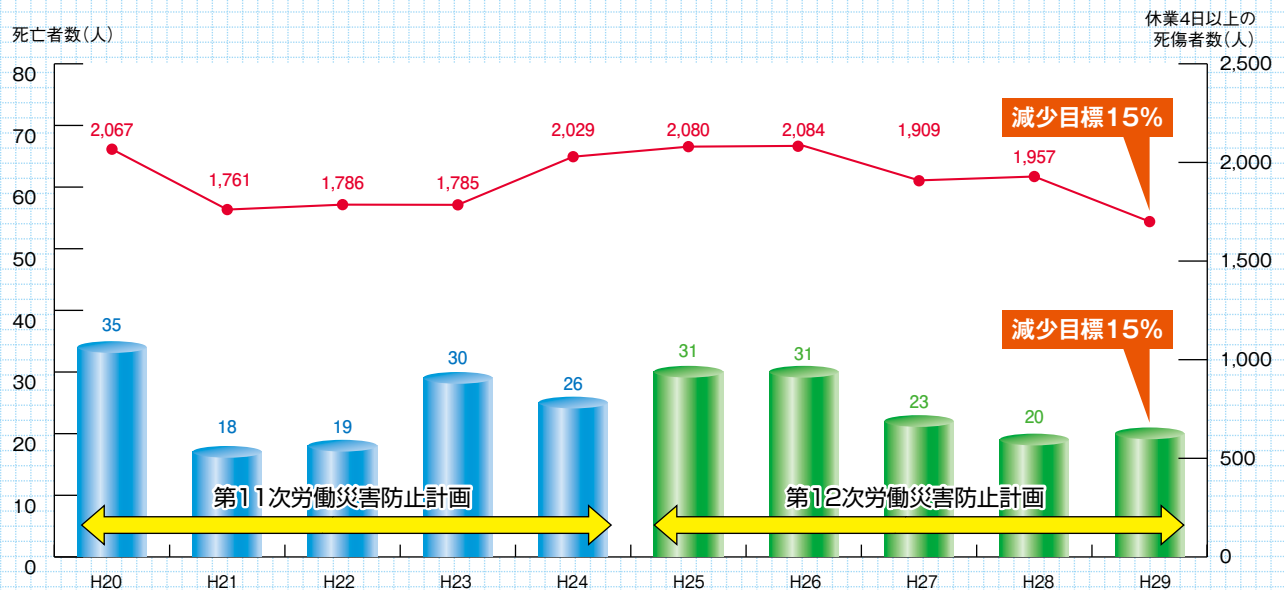
【分析結果】

- 福島県の「全労働者」の総実労働時間が統計上長く見えるのは、「パートタイム労働者」の比率の低さ、労働時間の長さが主要因。
- 「フルタイム労働者」の労働時間は全国平均と大きな違いがあるわけではなく、福島県内で突出した長時間労働が行われているわけではない。

【今後の課題】

- 「フルタイム労働者」の労働時間は全国平均より長い状況にあり、引き続き改善を図っていくことが必要。

●労働災害発生状況と第12次労働災害防止計画における目標達成状況

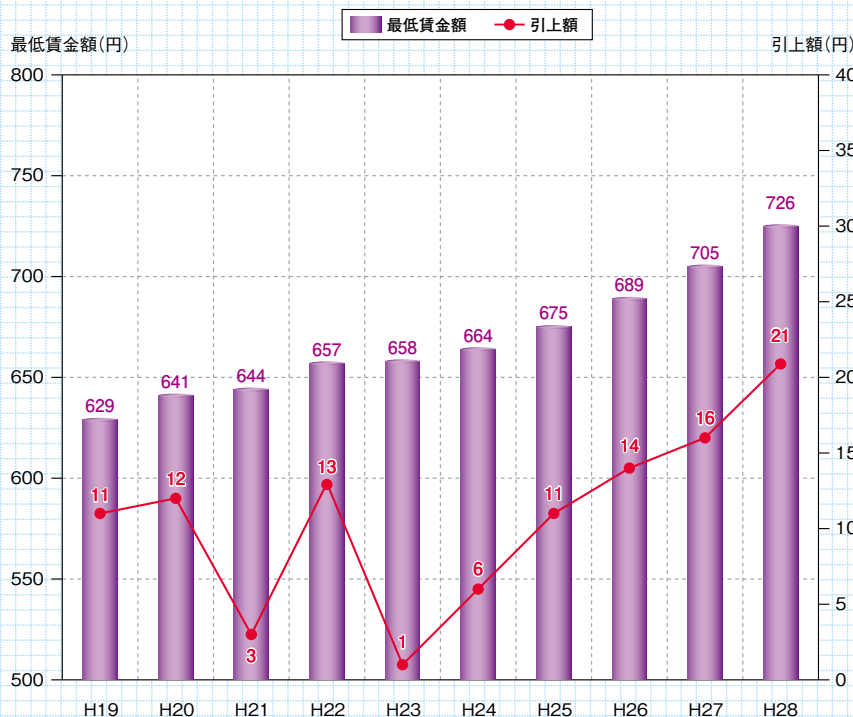


第12次労働災害防止計画の目標

平成24年と比較して平成29年度までに

- ① 死亡者の数を15%以上減少させる。
- ② 死傷者数を15%以上減少させる。

福島県内の最低賃金の推移



産業別最低賃金

下記の業種で働く方に適用されます。
(金額は時間額)

輸送用機械器具製造業最低賃金

平成28年12月10日発効 **818円**

自動車小売業最低賃金
<二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。>

平成28年12月11日発効 **815円**

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具・時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金

平成28年12月14日発効 **816円**

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
<医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く。>

平成28年12月18日発効 **782円**

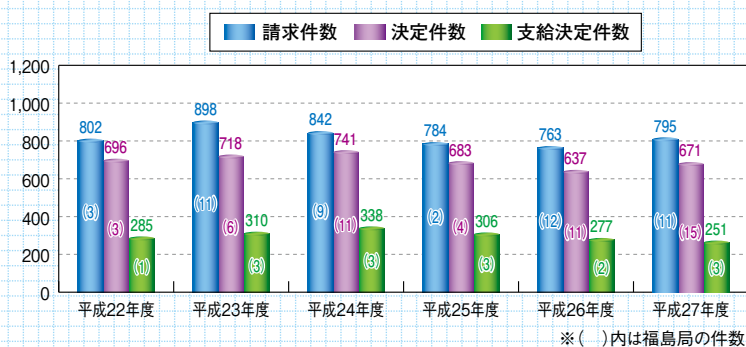
非鉄金属製造業最低賃金

平成28年12月25日発効 **831円**

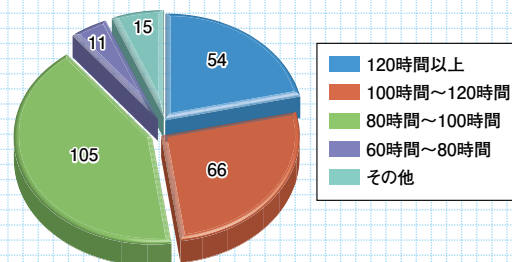
脳・心臓疾患、精神障害に係る労災請求支給状況

- 長時間労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、脳・心臓疾患との関連性が強いという医学的知見が得られています。
- 極度の長時間労働は、心身の極度の疲労、消耗を来し、うつ病などの原因となるとされているほか、長時間労働そのものについて、心理的負荷との総合評価において考慮すべきものとされています。

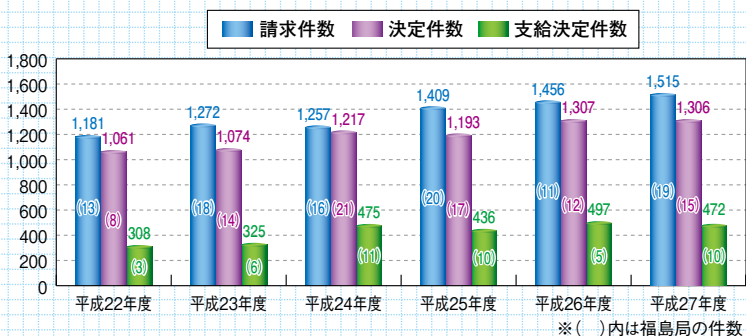
●脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移



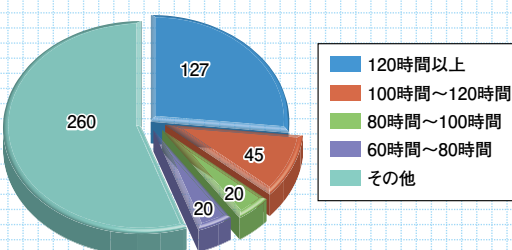
時間外労働数の割合 (平成27年度)



●精神障害に係る労災請求・決定件数の推移



時間外労働数の割合 (平成27年度)



重点施策

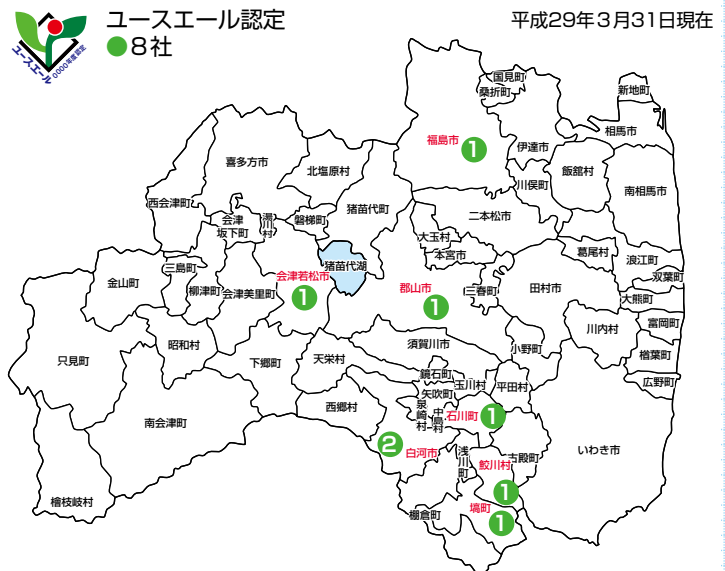
2. 職業安定行政

- (1) 非正規労働者への雇用対策を推進します。
(正社員希望者に対する就職支援等)
- (2) 若者の就労環境を整備します。
 - ① ユースエール認定事業・若者応援宣言事業
 - ② わかものハローワークによる支援
 - ③ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取り組み
- (3) 障害者雇用対策を推進します。
- (4) 高齢者の雇用対策を推進します。
- (5) 子育てする女性等に対する雇用対策を推進します。
- (6) 生活困窮者対策を推進します。
- (7) 地方自治体と一体となった雇用対策を推進します。
- (8) 地域雇用対策を推進します。
- (9) 失業なき労働移動の実現を図ります。
- (10) ハローワークのマッチング機能に関する業務の総合評価を行います。
- (11) 雇用保険制度の安定的運営を図ります。
- (12) 労働力需給調整事業の適正な運営を推進します。
- (13) 公正な採用選考システムの確立を図ります。

ユースエール認定制度とは？

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

◆ユースエール認定書交付式



生活困窮者対策の推進

概要

- 国（就労支援）と自治体（福祉）の協働で行う一体的実施事業として県内2ヶ所（郡山市（平成25年10月）、福島市（平成27年7月））に設置したハローワークの常設窓口において、ワンストップ型の就労支援を行う。

窓口のようす

- 社会福祉（生活福祉）課窓口に隣接させ「ハローワークコーナー」を設置。身近な市役所で国の就職支援ナビゲーターが相談を行い、ワンストップによる一体的な就労支援を実施。

窓口の体制

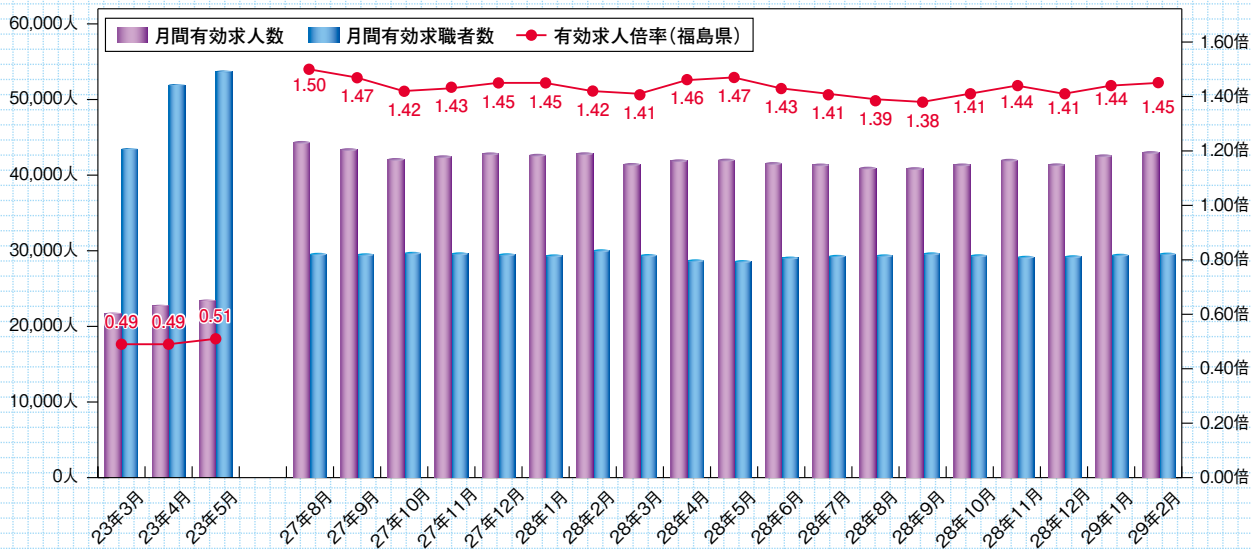
国	市
就職支援ナビゲーター：2名 求人情報提供端末：2台	就職支援相談支援員 ケースワーカー 他



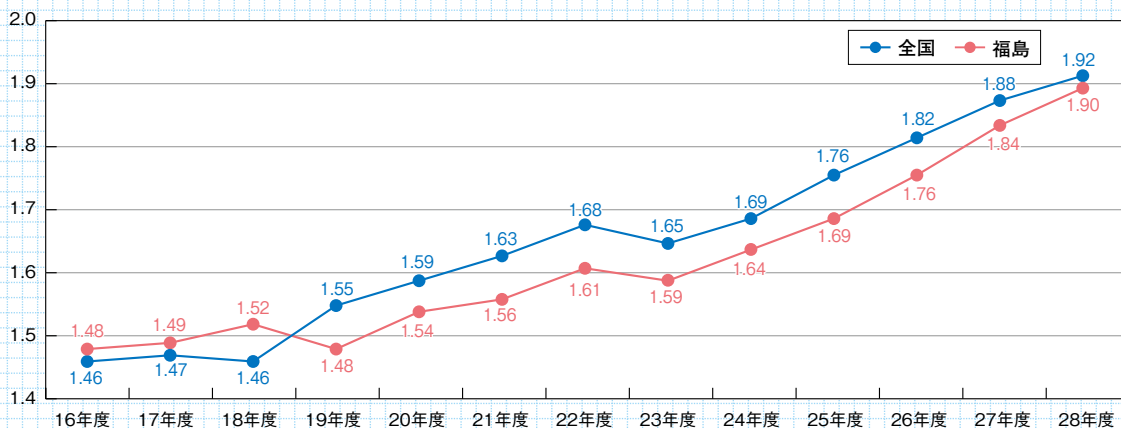
状況

- 支援対象者数：郡山市・226人、福島市・205人
- 就職者数：郡山市・107人（就職率：47.3%）、福島市・68人（就職率：33.2%）
（平成29年2月末現在）

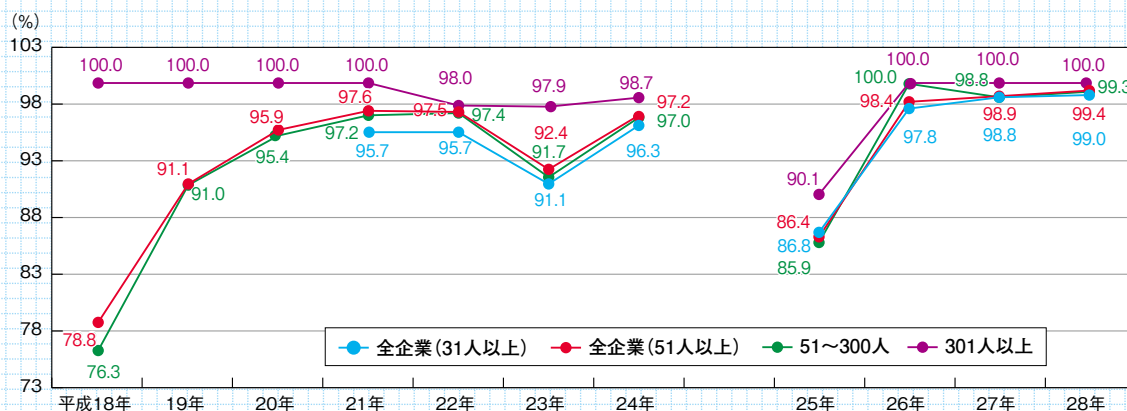
福島県の求人・求職・求人倍率の状況



障害者の雇用状況（実雇用率）



高年齢者雇用確保措置の実施状況（企業規模別）



※平成25年4月に制度改正があり、平成24年前と平成25年以降の数値は単純比較できない。

重点施策

3. 職業能力開発行政

(1) ハートレーニング（求職者支援訓練・公共職業訓練）の推進と訓練修了者への就職支援を図ります。

- ① 求職者支援訓練・公共職業訓練の推進
- ② 訓練修了者への就職支援

※「ハートレーニング」とは、公的職業訓練（求職者支援訓練・公共職業訓練）の愛称です。

(2) ジョブ・カード制度を推進します。

(3) 技能検定制度を推進します。

◆訓練風景



重点施策

4. 雇用環境・均等行政

- (1) 働き方改革を推進します。
- (2) 女性の職業生活における活躍を推進します。
- (3) 職業生活と家庭生活の両立支援対策を推進します。
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策等を推進します。
- (5) パートタイム労働者の正社員転換・待遇改善等の取組を推進します。
- (6) 総合的ハラスメント対策を一体的に実施します。
- (7) 個別労働紛争の解決の促進を図ります。
 - ① 総合労働相談コーナーの適切な運営
 - ② 個別労働関係紛争解決促進法に基づく効果的な助言・指導及びあっせんの実施
 - ③ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法関係の紛争解決の援助
- (8) 最低賃金引上げに向けた事業者等の支援を図ります。
- (9) 適正な労働条件整備のための対策等を推進します。
 - ① 「多様な正社員」の普及・拡大
 - ② 無期転換ルールの周知
 - ③ 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進
 - ④ 「同一労働同一賃金」に向けた取組の推進
- (10) 労働法制の普及等に関する取組を行います。
- (11) 使用者による障害者虐待の防止に取り組みます。

事業者の皆様・有期労働契約で働く皆さまへ

**安心して働くための「無期転換ルール」とは
～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～**

無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて連昇5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。連昇5年のカウントは平成25年4月1日以後に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】

※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

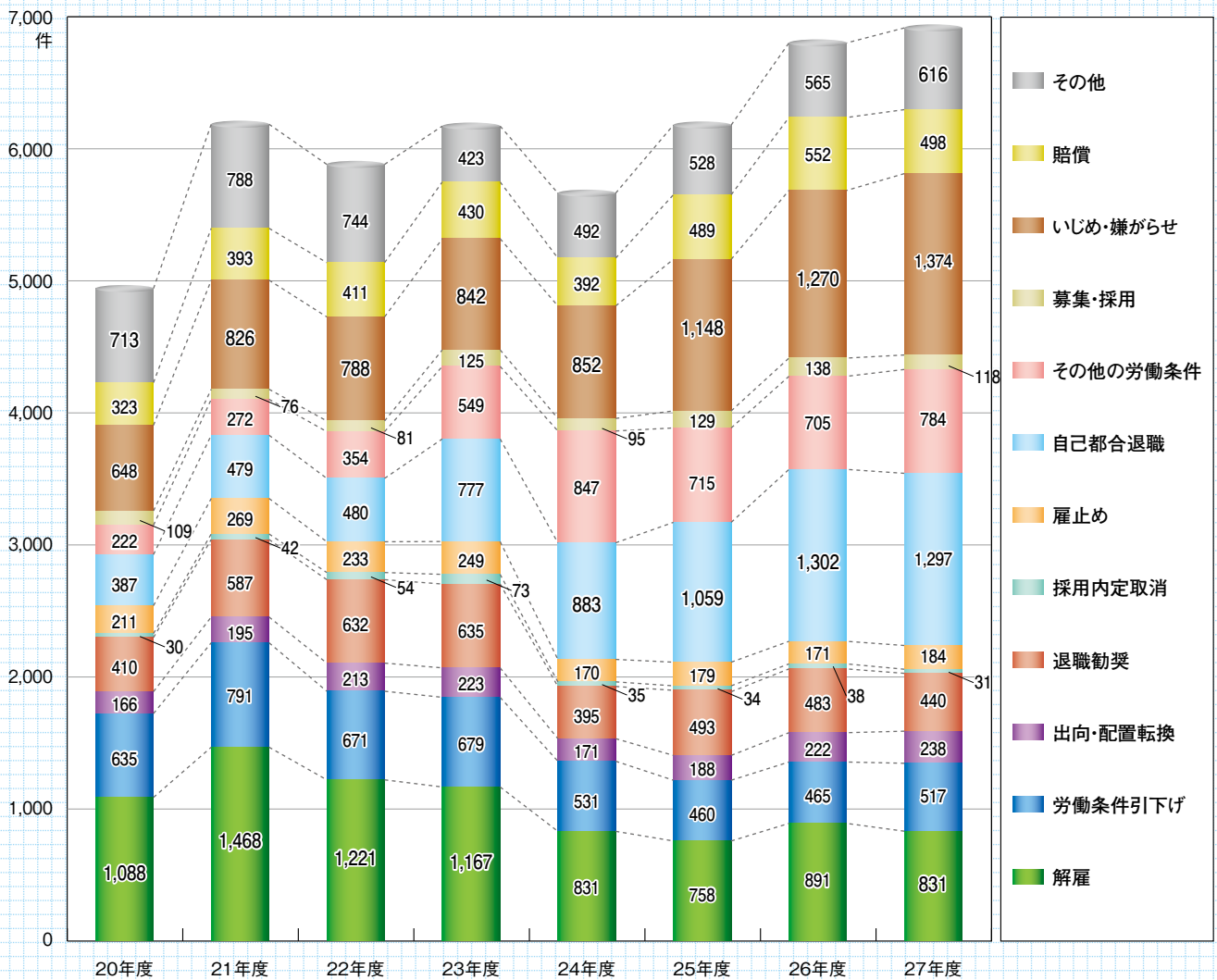
<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



個別労働関係紛争に関する相談内容の内訳



重点施策

5. その他の重点施策

(1) 労働保険制度

- ① 未手続事業の一掃対策等の推進
- ② 労働保険料等の適正徴収

(2) 保有個人情報の厳正な管理

(3) 綱紀の保持

福島労働局の組織図



福島労働局の所在地

総務部

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階

総務課

TEL 024-536-4601 FAX 024-535-6595

労働保険徴収室

TEL 024-536-4607 FAX 024-536-3300

労働基準部

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階

監督課

TEL 024-536-4602 FAX 024-535-5755

健康安全課

TEL 024-536-4603 FAX 024-535-5755

賃金室

TEL 024-536-4604 FAX 024-536-4670

労災補償課

TEL 024-536-4605 FAX 024-529-5472

職業安定部

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階

職業安定課

TEL 024-529-5338 FAX 024-536-4200

職業対策課

TEL 024-529-5409 FAX 024-536-4211

訓練室

TEL 024-536-7733 FAX 024-536-4200

需給調整事業室

TEL 024-529-5746 FAX 024-536-4222

雇用環境・均等室

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階

指導係

TEL 024-536-4609 FAX 024-536-4658

企画調整係・助成金係

TEL 024-536-2777 FAX 024-536-4658

福島労働局総合労働相談コーナー

TEL 024-536-4600 FAX 024-536-4658

労働基準監督署の所在地

富岡労働基準監督署は、東京電力福島第一原発の事故の影響で、広野町の仮事務所に移転しています。

福島労働基準監督署

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎1階
TEL 024-536-4610 FAX 024-536-4614

白河労働基準監督署

〒961-0074 白河市郭内1-124
TEL 0248-24-1391 FAX 0248-24-1393

郡山労働基準監督署

〒963-8025 郡山市桑野2-1-18
TEL 024-922-1370 FAX 024-922-1487

須賀川労働基準監督署

〒962-0834 須賀川市旭町204-1
TEL 0248-75-3519 FAX 0248-75-3520

いわき労働基準監督署

〒970-8703 いわき市平字堂根町4-11
いわき地方合同庁舎4階
TEL 0246-23-2255 FAX 0246-25-1097

喜多方労働基準監督署

〒966-0896 喜多方市諏訪91
TEL 0241-22-4211 FAX 0241-22-4212

会津労働基準監督署

〒965-0803 会津若松市城前2-10
TEL 0242-26-6494 FAX 0242-26-6496

相馬労働基準監督署

〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘68
TEL 0244-36-4175 FAX 0244-36-4176

富岡労働基準監督署仮事務所

〒979-0403 双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3
広野みらいオフィス2階
TEL 0240-28-0170 FAX 0240-27-3041

ハローワーク（公共職業安定所）の所在地

ハローワーク富岡の求職者向けサービスは、原発の事故の影響でハローワーク平と広野サテライトで実施しています。また、事業所向けサービスはいわき地方合同庁舎5階で実施しています。

ハローワーク福島

〒960-8589 福島市狐塚17-40
TEL 024-534-4121 FAX 024-534-0423

ハローワーク郡山

〒963-8609 郡山市方八町2-1-26
TEL 024-942-8609 FAX 024-941-1940

ハローワーク平

〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11
いわき地方合同庁舎1階
TEL 0246-23-1421 FAX 0246-22-1088

ハローワーク白河

〒961-0074 白河市字郭内1-136
白河小峰城合同庁舎1階
TEL 0248-24-1256 FAX 0248-23-4749

ハローワーク磐城

〒971-8111 いわき市小名浜大原字六反田65-3
TEL 0246-54-6666 FAX 0246-54-6667

ハローワーク須賀川

〒962-0865 須賀川市妙見121-1
TEL 0248-76-8609 FAX 0248-75-4930

ハローワーク勿来

〒974-8212 いわき市東田町1-28-3
TEL 0246-63-3171 FAX 0246-77-0165

ハローワーク相双

〒975-0032 南相馬市原町区桜井町1-127
TEL 0244-24-3531 FAX 0244-24-3532

ハローワーク会津若松

〒965-0877 会津若松市西栄町2-23
TEL 0242-26-3333 FAX 0242-38-2332

ハローワーク相馬

〒976-0042 相馬市中村1-12-1
TEL 0244-36-0211 FAX 0244-37-2376

ハローワーク南会津

〒967-0004 南会津郡南会津町田島字行司12
TEL 0241-62-1101 FAX 0241-63-1056

ハローワーク富岡仮事務所

〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11
いわき地方合同庁舎5階
TEL 0246-24-3055 FAX 0246-24-3133

ハローワーク喜多方

〒966-0853 喜多方市字千莉8374
TEL 0241-22-4111 FAX 0241-22-3881

広野サテライト

〒979-0403 双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3
広野みらいオフィス2階
TEL 0240-27-1220 FAX 0240-27-1228

ハローワーク二本松

〒964-0906 二本松市若宮2-162-5
TEL 0243-23-0343 FAX 0243-62-2737

その他の職業相談窓口などの所在地

浪江町地域職業相談室は、東京電力福島第一原発事故の影響で閉鎖中です。

伊達市地域職業相談室

〒960-0653 伊達市保原町字泉町94-1
TEL 024-574-3535 FAX 024-576-4242

石川地方職業相談室

〒963-7845 石川郡石川町字高田234番地の1 石川町合同庁舎1階
TEL 0247-26-2484 FAX 0247-26-2262

浪江町地域職業相談室

〒979-1513 双葉郡浪江町大字幾世橋字芋頭5-2
ハローワーク相双へご連絡ください

ハローワーク郡山マザーズコーナー

〒963-8034 郡山市島2丁目402
TEL 024-927-4626 FAX 024-931-8610

ハローワークプラザ郡山

〒963-8034 郡山市島2丁目402
TEL 024-931-1151 FAX 024-931-8609

田村市地域職業相談室

〒963-4312 田村市船引町船引字南元町28
TEL 0247-81-1730 FAX 0247-81-1731

福島わかものハローワーク

〒960-8051 福島市曾根田町1-18 MAXふくしま5階
TEL 024-529-6626 FAX 024-533-3711

福島新卒応援ハローワーク

〒960-8051 福島市曾根田町1-18 MAXふくしま5階
TEL 024-529-7649 FAX 024-533-3711

郡山新卒応援ハローワーク

〒963-8002 郡山市駅前2-11-1 ビックアイモルティ4階
TEL 024-927-4633 FAX 024-933-2333

福島労働局雇用調整助成金等事務センター

〒960-8051 福島市曾根田町10-24 ※助成金業務のみ
TEL 024-529-5681 FAX 024-533-0550

総合労働相談コーナーの所在地

福島労働局総合労働相談コーナー

〒960-8021 福島市霞町1-46
(福島労働局雇用環境・均等室内)
TEL 024-536-4600
フリーダイヤル 0800-8004611

福島総合労働相談コーナー

〒960-8021 福島市霞町1-46
(福島労働基準監督署内)
TEL 024-536-4610

郡山総合労働相談コーナー

〒963-8025 郡山市桑野2-1-18
(郡山労働基準監督署内)
TEL 024-922-1370

いわき総合労働相談コーナー

〒970-8703 いわき市平字堂根町4-11
(いわき労働基準監督署内)
TEL 0246-23-2255

会津総合労働相談コーナー

〒965-0803 会津若松市城前2-10
(会津労働基準監督署内)
TEL 0242-26-6494

富岡総合労働相談コーナー仮事務所

〒979-0403 双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3
広野みらいオフィス2階
(富岡労働基準監督署内)
TEL 0240-28-0170

白河総合労働相談コーナー

〒961-0074 白河市郭内1-124
(白河労働基準監督署内)
TEL 0248-24-1391

須賀川総合労働相談コーナー

〒962-0834 須賀川市旭町204-1
(須賀川労働基準監督署内)
TEL 0248-75-3519

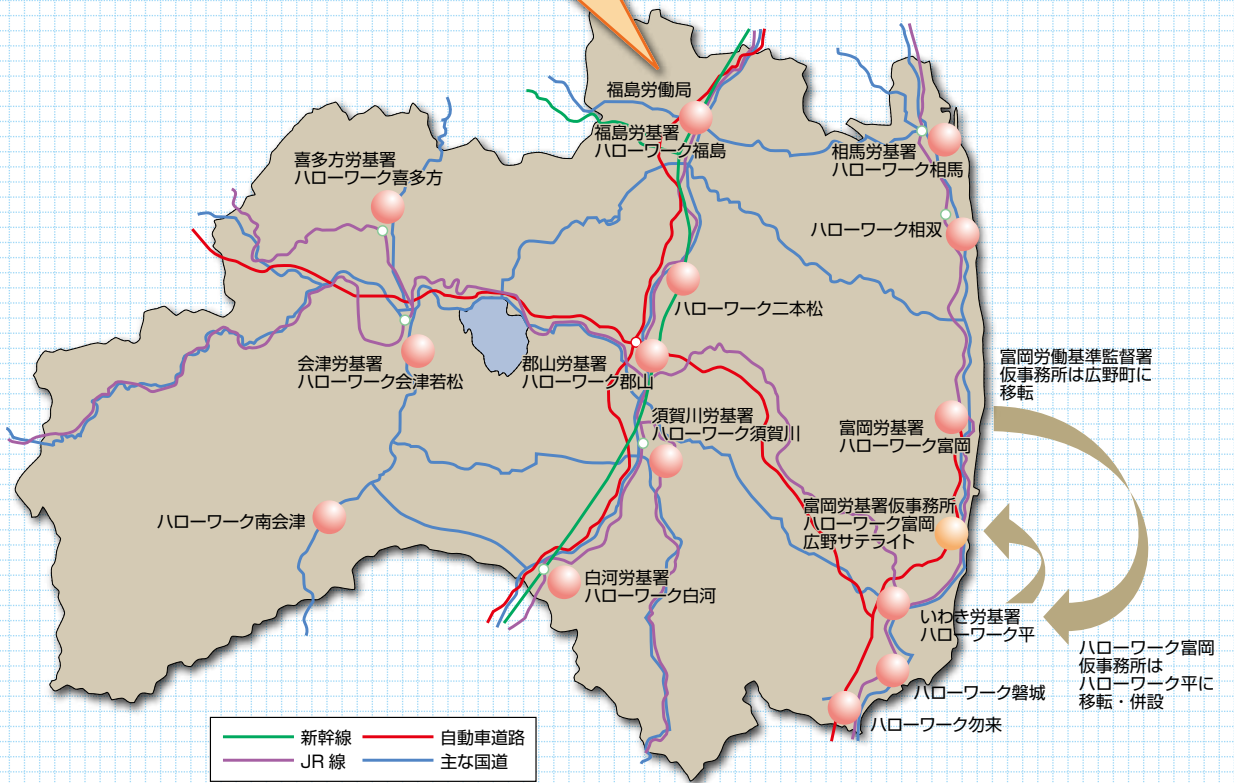
喜多方総合労働相談コーナー

〒966-0896 喜多方市諏訪91
(喜多方労働基準監督署内)
TEL 0241-22-4211


相馬総合労働相談コーナー

〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘68
(相馬労働基準監督署内)
TEL 0244-36-4175

福島労働局・労働基準監督署・ハローワークの地図



働く人たちとともに 福島労働局

 厚生労働省
福島労働局